

令和5年度
労働行政のあらまし

高知労働局

高知労働局 web サイト及びソーシャルメディア

高知労働局ホームページ



<https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/home.html>

高知労働局公式YouTube



https://www.youtube.com/channel/UC4_BaBMJCGvTngtpcjZrkkQ

高知労働局公式Instagram



https://instagram.com/kochi_hellowork/

目次

「働き方改革」の推進

P1

雇用環境・均等

P2-4

- 1 女性の活躍推進等
- 2 仕事と家庭の両立支援対策の推進
- 3 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- 4 労働環境の整備
- 5 総合的ハラスメント対策の推進
- 6 個別労働紛争の解決制度の推進

労働基準

P5-8

- 1 労働者が安心して働くことのできる労働条件の確保
- 2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- 3 最低賃金制度の適切な運営
- 4 労災保険給付の迅速・適正な処理

職業安定・人材開発

P9-16

- 1 職業紹介業務の充実・強化
- 2 新規学卒者、非正規雇用労働者等への就職支援
- 3 就職氷河期世代活躍支援プランの実施
- 4 女性、高年齢者、障害者、外国人等の多様な人材の活躍促進
- 5 キャリア形成の促進
- 6 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進
- 7 労働力需給調整の状況

労働保険適用徴収

P17

労働保険適用徴収業務の取り組み

高知労働局認定・表彰制度等一覧 P18

相談窓口一覧 P19

高知労働局の組織 P20

「働き方改革」の推進

働き方改革を着実に推進するには、我が国の大半を占める中小企業・小規模事業者等において取組を進めていくことが重要であり、大企業よりも人手不足感が強い中小企業・小規模事業者等の多くは、生産性向上等による企業の変革とともに、職場環境や労働者の待遇の改善等により、「魅力ある職場づくり」が求められています。

特に高知県では、全国に先行して少子・高齢化、人口減少が進んでおり、これに歯止めをかけ、活力ある社会を築いてゆくことが必要です。また、労働人口の中長期的な減少が見込まれるなど、人材不足分野が顕在化しているなか、人材の確保が課題となっています。

このようななか、平成31年4月から順次施行されている「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の円滑な施行に向けて取り組むとともに、前述の課題解決のためには、働き方改革によって「仕事と生活の調和を図ることができる、魅力ある職場づくり」を推進する必要があります。

【『高知県働き方改革推進会議』による取組み】

高知県働き方改革推進会議は、県内各地で働き方改革推進の機運を醸成するため、「定住の決め手は良質な正社員雇用の確保、創出」という観点から、労働局、経済産業局、県、労使団体、金融機関の代表者が一堂に会して意見を交換し、課題解決のための共通認識を得るとともに、国、県の雇用対策と労使の自主的な取組みに反映させることを目的としています。

令和5年2月17日に第8回高知県働き方改革推進会議を開催し、「高知県働き方改革推進会議における確認事項」の具体的な目標として、以下の事項について取り組むこととなっています。

- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略2016改訂版」（平成28年12月22日閣議決定）を踏まえ、高知県内の年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上にする。
- ・正社員求人確保し、正社員就職・正社員転換を図る。また、若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を「ユースエール認定企業」として、令和5年1月から令和7年12月までの期間に10社以上新規認定する。
- ・第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、令和7年までに女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）を受けた企業数を10社以上とし、プラチナえるぼし認定企業を1社以上誕生させる。
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版」（令和2年12月21日閣議決定）、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）及び第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、県内企業における男性の育児休業取得率を令和7年までに30%以上にする。

【金融機関との「包括連携協定」による取組み】

高知労働局は、四国銀行及び高知銀行と緊密に連携して、高知県内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するため「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結しています。

労働者の処遇改善、ワーク・ライフ・バランスの推進などの働き方改革の諸課題に取り組むため、融資等を通じて地域の企業等と密接に関わっている四国銀行及び高知銀行と連携・協力して、高知県における働き方改革、労働生産性向上に向けた取組みが進むための後押しを行います。

【「高知働き方改革推進支援センター」（委託事業）を通しての取組み】

中小企業・小規模事業者等を中心に、下記の相談支援等を総合的に行います（相談無料、秘密厳守）。

- ① 長時間労働の削減
- ② 正規雇用労働者（無期雇用フルタイム）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期契約労働者・派遣労働者）との不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金の実現
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた人材の確保・定着

1 女性の活躍推進等

令和4年7月8日に女性活躍推進法に関する制度改正がされたことにより、常時雇用する労働者が301人以上の事業主に新たに義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、報告徴収等の実施により、着実に履行確保を図る。

その際、差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促すとともに、あわせて、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における均等取扱いについて、報告徴収等の実施により、男女雇用機会均等法の履行確保を図る。

また、妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止について、特に非正規雇用労働者や外国人労働者についても正社員と同様にあってはならないことから、事業主に対し関係法令の周知を図るとともに、相談が寄せられた場合は速やかに必要な指導等を行う。

さらに、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出義務のある常用労働者数101人以上の事業主に対し届出等の徹底を図り、様々な機会を捉えて、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」の取得促進を図る。

【えるぼし認定企業】5社

【プラチナえるぼし認定企業】1社

(令和5年2月現在)



2 仕事と家庭の両立支援対策の推進

(1) 育児・介護休業法の周知等

令和5年4月1日より施行される1,000人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、令和4年より施行されている「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図る。

あわせて、労働者の権利侵害を疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行う。

(2) 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、策定・届出義務のある常用労働者が101人以上の事業主に対し届出等の徹底を図る。

また、様々な機会を捉えて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「くるみんプラス」について、認定の取得促進を図る。

(3) 不妊治療と仕事の両立支援

令和4年度に創設された不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定促進を図る。

不妊治療と仕事の両立については、社会の関心も高く、不妊治療を受けやすい職場環境の整備が求められていることから、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行う。

両立サポートハンドブック



【くるみん認定企業】24社

【プラチナくるみん認定企業】3社

(令和5年2月現在)



3 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(1) パートタイム・有期雇用労働法の履行確保及び企業への支援

パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月より企業規模を問わず適用されており、引き続き雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、監督署と連携し、報告徴収を実施する。その際、正社員と短時間労働者又は有期雇用労働者との間の不合理な待遇差等を確認した場合には、是正指導等を行うほか、望ましい雇用管理の改善等の助言を行い、法の着実な履行確保を図る。

また、「高知働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関や本省が実施する委託事業と連携を図りつつ、社会保険労務士等の専門家による、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行う。

(2) 無期転換ルールの円滑な運用

無期転換申込権が発生する契約更新時における労働基準法に基づく労働条件明示の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する省令改正等が令和6年4月に施行されることをはじめとする、無期転換ルールの円滑な運用のための制度見直し等について周知・啓発を図る。



バユウちゃん
(パートタイム・有期雇用労働法キャラクター)



4 労働環境の整備

(1) 働き方改革の着実な定着

管内企業における働き方改革の取組を推進させるために、労働局、労働基準監督署、公共職業安定所が一体となって取り組む。

また、残業時間の削減、休日の確保、年次有給休暇を取得しやすい環境整備等の働き方を見直す取組を推進する。

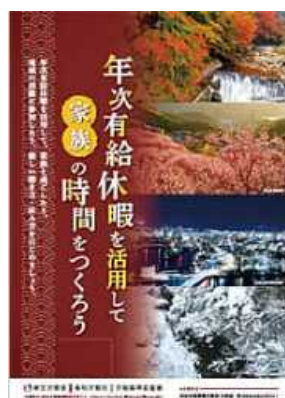
さらに、「働き方・休み方コンサルタント」が、事業主の希望に応じて、個別に事業所を訪問し、労働時間などの設定改善に向けたアドバイスや各種資料提供を実施する。

(2) 中小企業・小規模事業者に対する支援

「高知働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、働き方改革に取り組む中小企業等に対して、きめ細かな支援を行う。

(3) 良質なテレワークの導入・定着促進

テレワークについて、適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図る。また、引き続き、様々な機会を捉え、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知とともに、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」の周知を図る。



5 総合的ハラスメント対策の推進

① 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により引き続き法の履行確保を図る。



② 就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進

就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図ります。

また、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求める。

③ カスタマーハラスメント対策等の推進

カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促す。

<パワーハラスメント>

職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を害させるもの

<セクシュアルハラスメント>

職場において行われる性的な言動により、労働条件につき不利益を受け、または職場環境を害させるもの

<妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント>

妊娠、出産、育児、介護の制度及び措置の利用について不利益を受け、または職場環境を害させるもの

<事業主が雇用管理上講ずべき措置>

- ① 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ④ 併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）

6 個別労働紛争の解決制度の推進

(1) 総合労働相談の実施

県内5か所の総合労働相談コーナー（各監督署、労働局）において、労働問題に関するあらゆる分野の相談に対応する。

(2) 助言・指導及びあっせんの実施

相談者の意向や紛争の実情等を踏まえて、「労働局長による助言・指導」や「紛争調整委員会によるあっせん」を実施して適正かつ迅速に紛争の解決を促進する。

令和4年度状況（R5 1月末現在）

総合労働相談件数

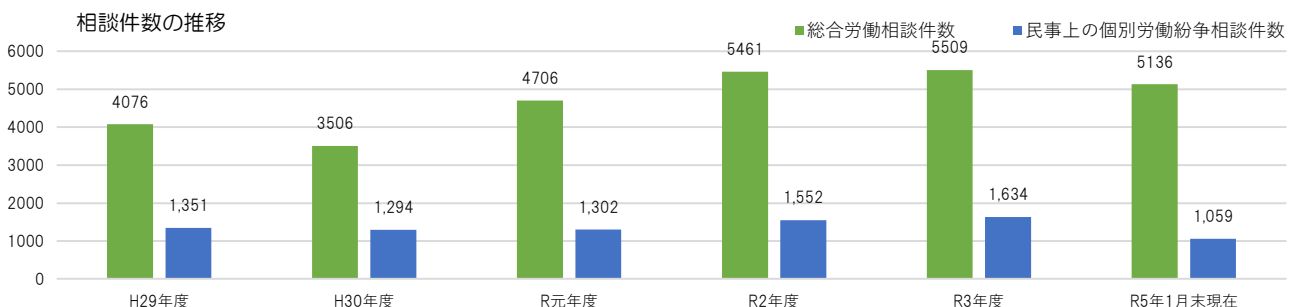
5,136件（前年度比 16.9%増）

うち、民事上の個別労働紛争相談件数

1,059件（同 20.4%減）

助言・指導申出件数 23件（同 11.5%減）

あっせん申請件数 9件（同 80.0%増）



1 労働者が安心して働くことのできる労働条件の確保

(1) 労働時間の縮減等に取り組む事業者等への支援
 平成30年4月から、高知県内の全ての監督署に、「労働時間改善指導・援助チーム」を編成するとともに、「労働時間相談・支援コーナー」を設置して、労働時間の縮減等に取り組む事業場への支援を行っている。
 令和5年度においては、「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催等により、改正労働基準法等の趣旨や内容の理解の促進に努め、自主的な改善が図られるよう、丁寧な相談・支援を実施する。

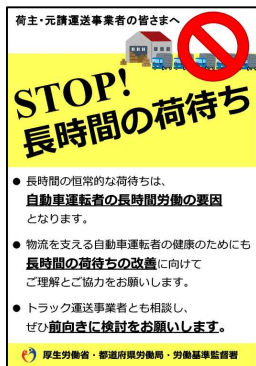
<令和4年4月～12月の実績>

労働時間相談・支援コーナーにおける法令の教示 (各種助成金の案内等を除く)	947件
説明会等実施 (参加事業場数)	25回 (929事業場)

(2) 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への支援

令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた医師、自動車運転者、建設業等についても上限規制が適用されることから、以下の取組を実施する。
 また、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金（働き方改革推進支援助成金）の活用を促進し、支援を実施する。

- ① 医師については、高知県医療勤務環境改善センター等と連携し、宿日直許可申請等に関する相談に懇切丁寧に対応する。
- ② 自動車運送業については、説明会等において改正改善基準告示を周知するとともに、トラック運送業については、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないための配慮を要請する。



長時間荷待ち
防止周知チラシ

③ 建設業については、長時間労働削減に関する自主的な取組を促進するための労働時間等説明会を開催する。

(3) 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等
 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施する。

<1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導の実施状況>

	令和4年度 (4月～12月)	令和3年度
実施件数	245件	235件
違反率	71.0%	64.3%



過労死等防止
啓発月間チラシ

(4) 長時間労働につながる取引環境の見直し
 監督指導等において把握した「しわ寄せ」に係る情報について、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省への通報を確実にし、「しわ寄せ」防止総合対策を推進する。

(5) 賃金引き上げに向けた環境整備
 地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、監督署において、企業が参考となる地域の平均的な賃金や好事例等の資料を提供するなど、賃金引き上げに向けた環境整備等について働きかけを実施する。



賃金引き上げ
特設ページ

2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備（1/2）

（1）高知労働局第14次労働災害防止計画の推進

○ 労働災害発生状況

令和4年の死亡災害は、前年と同じ7人となった。

令和4年の休業災害4日以上（以下「休業災害」という）は、業務に起因する新型コロナウイルス感染症によるり患の影響等により、大幅に増加した。

休業災害：2,390人 前年比1,426人増

うちコロナ感染：1,449人（60.6%）

○ 高知労働局第14次労働災害防止計画

2023年度から2027年度までを取り組み期間とし、取り組みを進めるための事項をアウトプット指標として定め、①から⑨までの重点事項を中心とした取り組みを推進。

（重点事項）

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策
- ④ 業種別の労働災害防止対策
（建設業、製造業、林業、陸上貨物運送事業）
- ⑤ 労働者の健康確保対策
- ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策
- ⑦ 交通労働災害防止対策
- ⑧ 外国人労働者に対する安全衛生対策
- ⑨ 個人事業者等に対する安全衛生対策

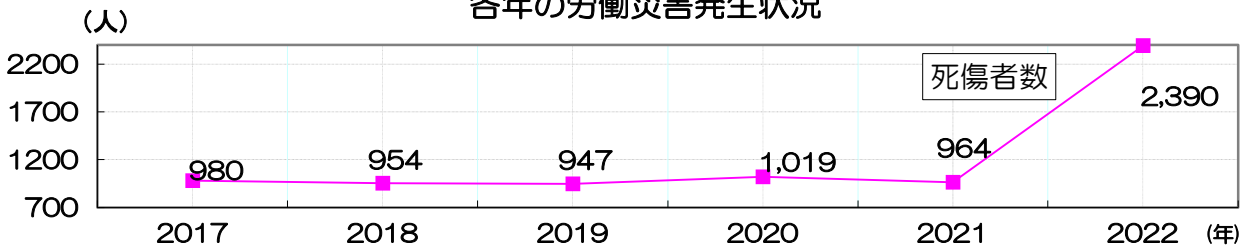
（2）「Safe Work KOCHI」労働災害防止の取り組み

- 建設業をはじめとする労働災害防止団体、業界団体、各事業場等に対し、「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに第14次労働災害防止計画の取り組みを周知し、自主的な労働災害防止の取り組みを要請。
- 「ストップ熱中症クールワークキャンペーン」「STOP！転倒災害プロジェクト」「全国安全週間(7月)及び労働衛生週間(10月)に係る準備説明会、労働局長による「建設・林業現場パトロール」等を実施し、YouTubeや業界紙を通じて災害防止活動を周知し、事業場での自発的な安全衛生活動の取り組みを推進。

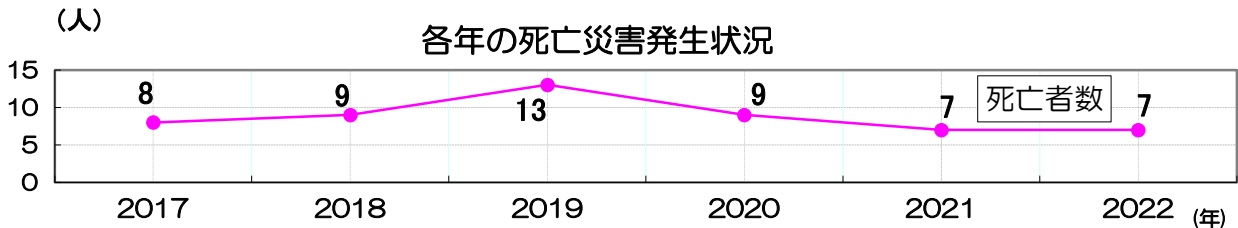


局長パトロールの様子

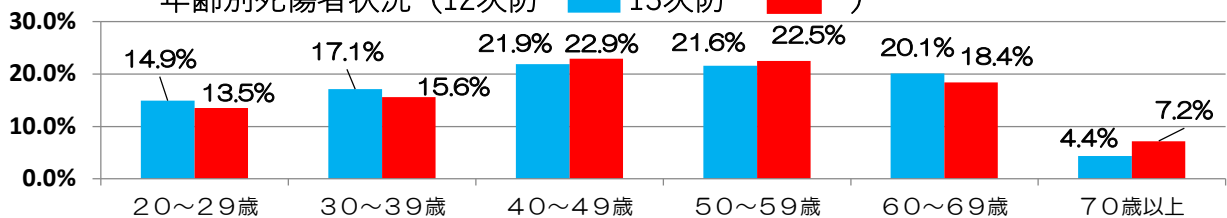
各年の労働災害発生状況



各年の死亡災害発生状況



年齢別死傷者状況（12次防 13次防）



2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備（2/2）

（3）事業場が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

自主的な安全衛生活動を推進する事業場が社会的に評価されるよう、「SAFEコンソーシアム」「安全衛生優良企業公表制度」などに取り組む事業場を周知し、自社で安全衛生活動を推進する事業場を支援。

（4）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

増加が見込まれる、60歳代以上の労働災害「転倒」「動作の反動・無理な動作」による災害防止に設備面、労働者の体力づくりの両面からの取組等について促進。

（5）高齢者労働者の労働災害防止対策の推進

個別指導や災害時監督を行った事業場、また、全国安全週間・労働衛生週間をはじめとする各種会議やイベント等において、エイジフレンドリーガイドライン並びに補助金制度の周知を実施。

（6）業種別の労働災害防止対策の推進

【建設業】墜落・転落災害防止のための設備対策、はしご等の安全な使用、リスクアセスメントの実施等について指導。

【製造業】はさまれ・巻き込まれ災害のおそれのある機械等を使用する事業者に対するリスクアセスメントの実施等について指導。

【林業】「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置の徹底。

【陸上貨物運送事業】「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取り組みの徹底。

（7）労働者の健康確保対策の推進

過重労働による健康障害防止対策の推進、メンタルヘルス対策の推進、50人未満の労働者を使用する事業場におけるストレスチェックの促進、治療と仕事の両立支援制度の周知。

（8）化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・新たな化学物質規制、石綿ばく露防止対策について、対象事業場に対し周知徹底、指導等を実施。
- ・熱中症予防対策として、あらゆる機会を捉え暑さ指数の把握と対策の実施について周知。

（9）交通労働災害防止対策の推進

高止まりが続いている交通事故による死亡労働災害について、交通労働災害防止の取り組みを推進。

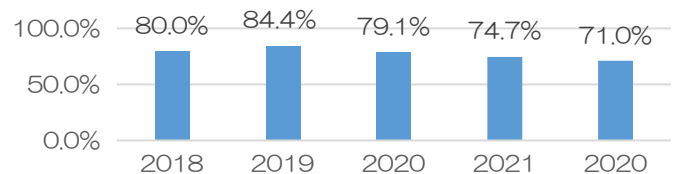
（10）外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

増加傾向にある外国人労働者を使用する事業場に対し、母国語のテキスト等による安全衛生教育を推進。

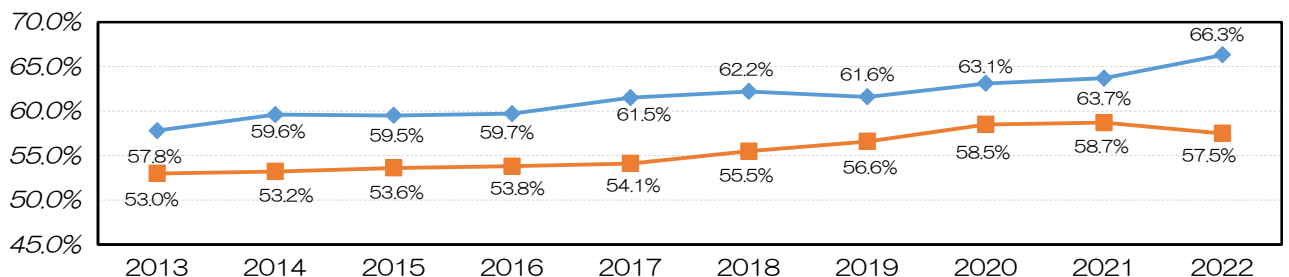
（11）個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働安全衛生法第22条で規定する有害物質による健康障害の防止規定について、労働者以外の個人事業主にも適用されることを、発注者、元請等に対し周知・啓発。

ストレスチェック実施後の集団分析実施割合



定期健康診断における有所見率の推移



3 最低賃金制度の適切な運営

(1) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

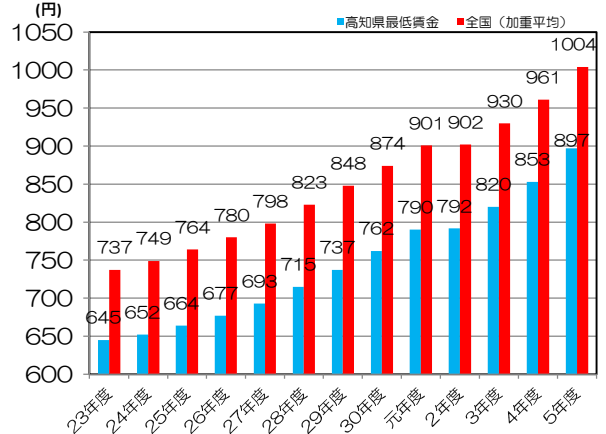
賃金引上げ及び生産性向上の支援である業務改善助成金を一層積極的に周知するとともに利用勧奨を行う。

(2) 最低賃金の周知及び履行確保

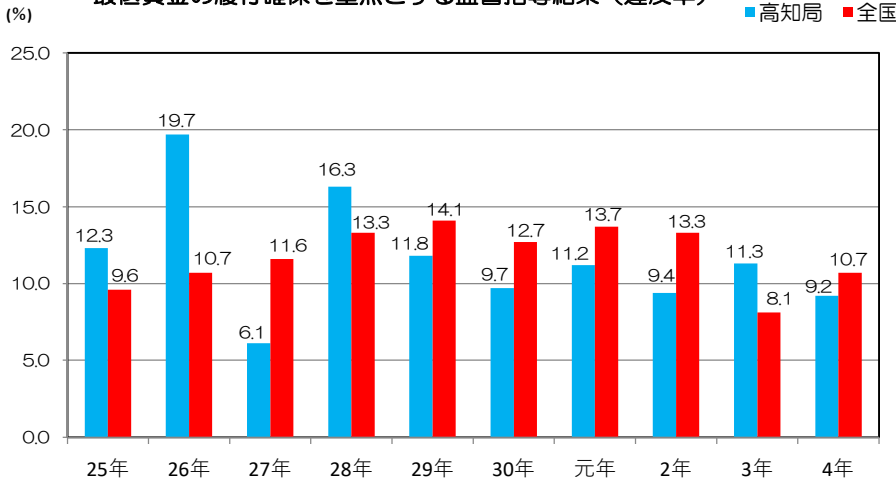
高知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。最低賃金について、自治体や事業者団体への周知依頼及び説明会、監督指導等による最低賃金の履行確保を実施する。

時間額 897円（44円引上げ）
（令和5年10月8日から）

地域別最低賃金の推移



最低賃金の履行確保を重点とする監督指導結果（違反率）



確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働くすべての人へ
働く人を守るルールです。



高知県 最低賃金

令和5年
10月8日
施行期

897円

44円
UP

最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



4 労災保険給付の迅速・適正な処理

(1) 脳・心臓疾患及び精神障害事案の迅速・適正な処理

脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案については、調査計画を策定した上で、引き続き関係部署との連携を図り、効率的・効果的な調査を実施し、認定基準に基づいた迅速かつ適正な調査を実施する。

脳・心臓疾患の労災補償状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
請求件数	1	1	5
支給決定件数	2	0	2

精神障害等の労災補償状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
請求件数	4(0)	12(3)	10(0)
支給決定件数	3(1)	2(1)	2(1)

※（ ）うち自殺

(2) 新型コロナウイルス感染症を含む労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定を実施する。

新型コロナウイルス感染症に係る労災請求事案については、感染経路等の的確な把握を行い、迅速・適正に認定を実施。令和5年5月8日に5類感染症に位置づけられることになったが、引き続き業務に起因して感染したものと認められる場合は労災保険給付の対象となることを周知する。

新型コロナウイルス感染症の労災補償状況（令和5年3月時点）

請求件数	決定件数
1, 252	1, 179

1 職業紹介業務の充実・強化（1/2）

（1）ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進

求人者・求職者マイページ開設と活用を促進するとともに、オンライン職業相談の実施、SNS（高知労働局YouTubeチャンネル、高知労働局Instagram）・HPを活用した情報発信の強化等により、求職者のニーズに応じて柔軟に求職活動ができるようオンラインサービスを推進する。

（2）求職者に対する就職支援の更なる強化

ハローワークの支援が必要な求職者への予約制・担当者制による職業相談のほか、職務経歴書等の添削・作成指導、面接対策など、きめ細かな支援を実施する。

求職者ニーズに応じて、就職氷河期世代支援窓口、人材確保コーナー、生涯現役支援窓口などの専門窓口への的確な誘導により、専門相談員による就職支援を実施する。

（3）求人者に対する充足支援の更なる強化

求職者にアピールできる魅力ある求人票とするため、求人者ニーズ等の情報収集・蓄積、応募しやすい求人条件の設定の助言、分かりやすく充実した記載内容となるよう、求人コンサルティングを実施する。

求人者を充足させるため、職業相談窓口と連携し、収集した求人票以上の情報を活用し、適合する求職者への求人票の提供など能動的なマッチング支援を実施する。

求人者・求職者マイページを活用した求人受理、職業相談・職業紹介業務を推進する。

また、面接会等の各種イベントについても積極的に開催する。

令和4年度 職業紹介業務取扱状況（全数）

	目標	実績値	達成率	前年度	前年対比
新規求職者数	33,750	32,449	96.1%	33,511	▲3.2%
就職件数	11,390	11,628	102.1%	11,194	3.9%
就職率(%)	33.7%	35.8%	2.1P	33.4%	2.4P
新規求人数	63,800	69,408	108.8%	64,099	8.3%
充足数	10,864	11,528	106.1%	11,145	3.4%
充足率(%)	17.0%	16.6%	▲0.4P	17.4%	▲0.8P

雇用保険受給者取扱状況（4-3月）	令和4年度	令和3年度	前年同期比
受給資格決定件数	8,633	8,591	▲0.5%
受給者実人員（月平均）	2,621	2,746	▲4.6%
再就職手当支給人員	2,363	2,266	4.3%
就職件数	2,972	2,859	4.0%
早期再就職件数（2月末現在）	2,675	2,598	3.0%



令和4年度 ハローワーク評価	年度目標	実績値（4-3月）	進捗割合
就職件数	11,390 件以上	11,628 件	102.1%
求人充足数	10,864 件以上	11,528 件	106.1%
雇用保険受給者の早期再就職件数（2月末現在）	2,801 件以上	2,675 件	95.5%

1 職業紹介業務の充実・強化（2/2）

（4）人材不足分野への重点支援

医療、介護、保育、建設、運輸、警備等の雇用吸収力の高い分野については、ハローワーク高知に設置する「人材確保コーナー」を中心に、求人者・求職者双方のニーズを踏まえたマッチング支援や関係団体等と連携した業界セミナーや施設見学会、面接会等を開催する。

各分野における潜在的求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等、重点的なマッチング支援を実施する。

運輸業界との連携による大型トラック（12t）等の試乗を含むトラックドライバーのミニ就職・相談会を開催する。

令和4年度 ハローワーク評価	目標数	実績値	進捗割合
人材不足分野の 就職件数	3,146 件	3,217 件	102.3%



2 新規学卒者、非正規雇用労働者等への就職支援（1/2）

（1）新規学卒者等への就職支援

①新規高等学校卒業予定者に対する就職支援

各ハローワークにおいて、管内の高校等と連携し、就職準備相談、模擬面接、事業所見学への同行等の就職支援を実施する。

高知県及び高知県教育委員会との連携による就職面談会を実施し、生徒に中小企業を中心とした求人事業主との面接機会を提供し就職を促進する。

②新規大学等卒業予定者に対する就職支援

「ハローワーク高知新卒応援ハローワーク」において、担当者制による個別支援のほか、計画的に大学のキャリアセンター等を訪問し、職業意識啓発やセミナー等を実施する。

高知県との連携による合同就職面接会を実施し、学生等に中小企業を中心とした求人事業主との面接機会を提供し就職を促進する。

新規高等学校 卒業予定者 【令和5年3月末現在】	① 卒業予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率 (③/②)
令和5年3月卒	5,799	759	749	1,875	2.47	98.7%
前年同期比	▲2.7%	▲11.5%	▲11.8%	10.8%	0.50P	▲0.3P

新規大学 卒業予定者 【令和5年3月末】	① 卒業予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職決定者数	④ 求人数	⑤ 就職内定率 (③/②)
令和5年3月卒	1,791	1,417	1,331	35,268	93.9%
前年度比	▲0.6%	▲2.3%	2.7%	24.5%	4.6P

令和4年度 ハローワーク評価	年度目標	実績値	進捗割合
就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数	1,360件以上	1,110件	81.6%

2 新規学卒者、非正規雇用労働者等への就職支援（2/2）

③ユースエールの認定促進

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定制度について、企業に対して認定の取得勧奨を積極的に行うとともに、新卒者を始めとする若者に対し、積極的な情報発信や重点的なマッチング等を実施する。

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な「ユースエール認定企業」を知っていますか？

あなたはどんな企業で働きたいですか？

長く働ける！ ワークライフバランスを大切にしてくれる！ 子育てしやすい！ 若者の育成に熱心！

その希望にごたえるのが、ユースエール認定企業です！！

「ユースエール認定企業」は、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。

<認定基準の一部>

- 直近三事業年度の、新卒者などの離職率が20%以下
- 前事業年度の、正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ
- 前事業年度の、正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が年10日以上または、年平均取得率[※]70%以上 ※ 付与日数に占める取得日数の平均

<高知労働局ユースエール認定企業>

(株) ミヨ制作所	タイム技術高知 (株)	(学) 平成学園
経理業務の製造、販売	水質浄化装置の製造	幼稚園
高大建設 (株)	金属製紙 (株)	高岡時局 (株)
建設業	紙製産業	建設業
(株) 技術施工	瀬尾建設 (株)	フナー化成 (株)
建設業	建設業	印刷業
	横江開業 (株)	
	建設業	

若者雇用促進総合サイト

全国のユースエール認定企業をはじめとした、さまざまな企業の情報を検索できる総合サイトです。個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、企業からのメッセージなどの企業情報や採用情報が閲覧できますが、就活活動の拠点・進め方の就職相談窓口の検索も行うことができます。
<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp>

高知労働局・ハローワーク (0903033)

(2) 若年者に対する就職支援（フリーター等への就職支援）

不安定就労期間の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える若者に対し、「わかもの支援コーナー・窓口」において、担当者制による対象者一人ひとりの態様に応じたきめ細かな就職支援を実施する。

【わかもの支援コーナー（ハローワークジョブセンターほんまち）の支援状況】

	新規求職者 (34歳以下)	正社員就職 件数	就職率
令和4年度	395	168	42.5%
前年度比	39.1%	25.4%	-4.7p

【わかもの支援窓口（ハローワーク四十・いの）の支援状況】

	新規求職者 (34歳以下)	正社員就職 件数	就職率
令和4年度	325	175	53.8%
前年度比	6.6%	31.6%	10.2p

令和4年度 ハローワーク評価	年度目標	実績値 (4-2月)	進捗割合
ハローワークの職業紹介により、正社員に結び付いたフリーター等の件数	1,029 件以上	951件	92.4 %

3 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

就職氷河期世代に対する「就職氷河期世代支援窓口」での集中的な支援

【目的】

就職氷河期世代の不安定就労者等に対する支援として、ハローワーク高知に専門窓口を設置し、生活設計から就職後の職場定着まで、専門担当者のチーム制による伴走型支援を実施する。

【主な対象】

概ね35歳以上55歳以下で不安定な就労状態にある者等

【主な支援メニュー】

- ・担当者制による個別支援
- ・就職氷河期世代向け求人等を活用した職業紹介
- ・応募書類対策、面接対策
- ・就職後の職場定着支援
- ・ハロートレーニング（公的職業訓練）へのあっせん
- ・就職氷河期世代職場実習・体験（インターン）による業種・職種理解促進
- ・各種セミナー、面接会等の実施 等
- ・特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の活用による正社員就職の推進

就職氷河期世代の自分を知るセミナー

就職活動の第一歩は「自分を知る」ことから。当セミナーでは、ワークシートを活用して自分のスキルや経歴、長所、短所を整理していきます。新たな自分を発見することで、今後の就職活動の場を広げてみませんか？

開催日時 令和4年12月5日(月) 10:30～11:30
 場所 ハローワーク高知2階大会室
 対象者 35歳～54歳までの正社員就職を希望する方
 定員 40名

参加される方へお願い ▶▶▶

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況により、中止となる可能性があります。
- 入室の際は、検温・マスクの着用及び手洗い消毒（消毒剤は会場設置）をお願いします。
- 会場の換気には配慮して開催いたします。
- 発熱や風邪の症状など体調に不安のある方は、参加をお控えください。
- 参加者から応募者が発生した際に、選考する必要があるため、応募申請書には全項目記入をお願いします。

雇用保険受給中の方は、求職活動実績にカウントされます。

ご記入いただいた内容は、今後のセミナー申込みと就職支援のために利用するものであり、その他目的では使用しません。

お問い合わせ・申込み
 ハローワーク高知 職業紹介第一部
 就職氷河期世代支援窓口
 TEL：086-977-5321

令和4年度 ハローワーク評価	年度目標	実績値	進捗割合
就職氷河期世代の正社員就職件数	826件以上	818件	99.0%

4 女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の活躍促進（1/2）

(1) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

①母子家庭の母等の雇用対策の推進

各自治体のひとり親を支援する担当部署や生活保護・児童扶養手当の担当部署等と連携のもと、各ハローワークにおいて就職支援を実施する。

県内ハローワークにおける母子家庭の母等ひとり親等の支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和4年度	1,481	583	39.4%
前年度比	▲14.6%	▲4.3%	4.3P

マザーズコーナーの個別担当者制による支援状況 【令和4年度の取組状況】

対象者目標数	対象者実績	達成率	就職目標数	就職実績	達成率
294	367	124.8%	277	345	124.5%

令和4年度 ハローワーク評価	目標数	実績値	目標に対する実績値
マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	94.0%以上	94.0%	±0P

②女性のライフステージに対応した活躍支援

ハローワーク高知にマザーズコーナーを設置し、個別担当者制によるきめ細かな職業相談を行う中で、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人確保等を推進する。



(2) 高齢者の就労推進

①高齢者雇用確保措置の状況

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年の引上げや継続雇用制度の導入に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を実施する。

※65歳までの雇用確保実施企業の割合 99.9%（前年比±0P）

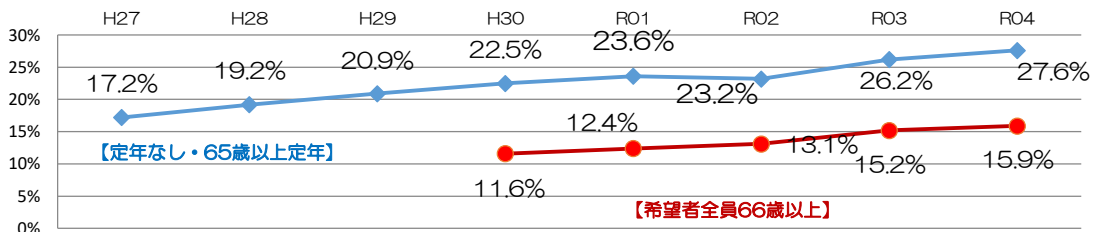
②高齢者の再就職支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク高知及びハローワーク四万十に設置する「生涯現役支援窓口」を中心として、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を実施する。

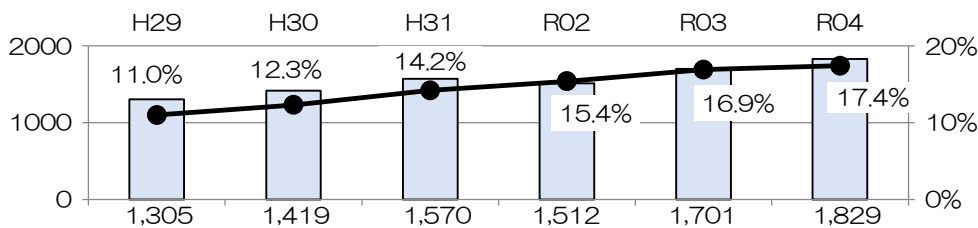
③高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

地域の実情に応じた就業機会を確保するため、シルバー人材センター連合と連携した周知啓発を実施する。

高齢者雇用確保措置の状況



「60歳上の就職件数」及び「全年齢に占める60歳以上の割合」



令和4年度 ハローワーク評価	目標数	実績値	進捗割合
生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	195件以上	278件	142.6%

4 女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の活躍促進 (2/2)

(3) 障害者の就労促進

①企業に対する指導・支援

令和4年6月1日現在の障害者の雇用状況は、民間企業実雇用率2.42%、法定雇用率達成企業割合62.3%（同1.1P増加）。

障害者雇用ゼロ企業や障害者雇用に係るノウハウを有さない企業に対し、企業向けチーム支援の体制整備や職場実習推進事業等を実施する。

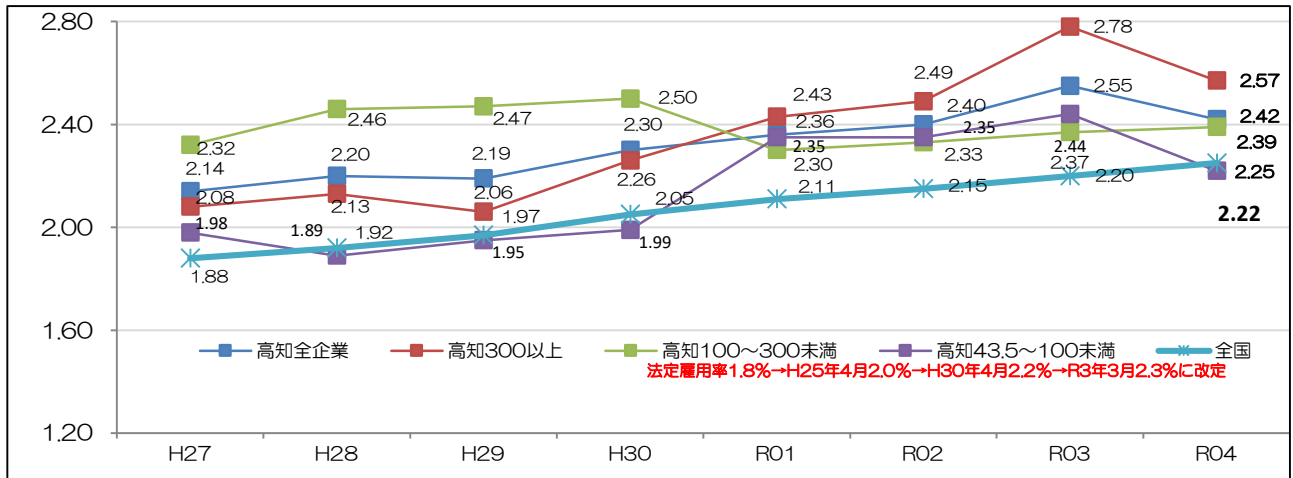
②公務部門における障害者の雇用促進

法定雇用率達成を図るため、障害者雇用に関する理解の促進を第一に、地方公共団体に対し訪問指導等を実施する。

③障害者に対する支援

個々の障害者の障害特性や就労ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介、個別求人開拓など、ハローワークを中心とした「チーム支援」を実施する。

障害者雇用率の推移



	新規求職者数	就職件数	チーム支援	
			対象者数	就職件数
令和4年度	1335	680件	490	206
前年度比	0.75%	10.21%	7.69%	△2.83%

令和4年度 ハローワーク評価	目標数	実績値	進捗割合
障害者の就職件数	617件以上	680件	110.2%

(4) 外国人に対する支援

①外国人の就業推進

各ハローワークにおけるきめ細かな職業相談等により就職を支援する。

②外国人労働者の就業改善の推進

労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出の履行徹底を図るとともに、外国人労働者雇用管理指針の啓発のため、事業所訪問を計画的・機動的に実施する。

また、外国人労働者問題啓発月間（6月）においては、関係機関と連携の上、周知・啓発活動を集中的に実施する。

外国人に対する県内ハローワークの支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和4年度	132	41	31.1%
前年度比	4.8%	41.4%	6.7p

※令和4年10月末現在、外国人労働者数3,783人

5 キャリア形成の促進

(1) 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

雇用調整助成金による雇用維持の取組への支援を着実に実施するほか、引き続き不正受給対策に取り組む。

雇用調整助成金等支給決定状況 令和5年3月末現在

	支給申請件数	支給決定件数	支給決定金額
雇用調整助成金	21,868	21,724	1,473,466万円
緊急雇用安定助成金	7,288	7,238	127,739万円

在籍型出向は労働者の雇用を維持しつつ、人材の有効な活用を通じて生産性の維持・向上に資するものであり、かつ、労働者の雇用維持に加えてキャリアアップ・能力開発にも効果がある。また、新たな事業への進出等の事業再構築に必要な人材の育成・確保を効果的に促すため、産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース・スキルアップ支援コース・事業再構築支援コース）による事業主支援を実施する。

令和5年3月31日現在、支給決定件数は86件、支給決定金額は約2千5百万円

【計画届受理件数】

出向元：8件、出向先：13件（25人）

(2) 企業における人材育成のための支援

企業における人材育成を効果的かつ柔軟に支援するとともに、労働者の職業能力の向上や企業の生産性の向上に資するため、令和4年度に新設された人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキング支援コース」の積極的な活用勧奨に取り組む。

【計画届受理件数】（令和5年3月31日現在）

◇人への投資促進コース

- ・高度デジタル人材訓練 1件（4人）
- ・成長分野等人材訓練 1件（1人）
- ・定額制訓練 7件（225人）
- ・自発的職業能力開発訓練 2件（3人）

◇事業展開等リスキング支援コース

1件（30人）

(3) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

高知県や関係機関と緊密な連携を図るとともに、「高知県地域職業能力開発促進協議会」において、地域のニーズに対応した訓練計画を策定する。

公的職業訓練における受講申込状況 (人)

	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
令和4年度	842	235	1,077
対前年度比	△7.9%	+70.2%	+2.3%

公的職業訓練終了後の就職状況 (人)

	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
令和4年度	379	91	470
対前年度比	+15.9%	+121.9%	+27.7%

(4) ハロートレーニング（公的職業訓練）による能力開発及び就職支援

① ハロートレーニングへの適切な受講あつせん

職業訓練の受講を希望する者のなかで、再就職のために能力開発が必要な者、職業訓練受講により就職の可能性が高まる者にキャリア・コンサルティングを行うなど、適切な職業訓練受講への誘導を実施する。

② 職業訓練受講者に対するきめ細かな支援による早期就職の実現

職業訓練受講中から担当者制等による就職支援を行い、職業訓練修了までに就職内定が見込まれない者については、修了後もハローワークに確実に誘導のうえ、雇用保険適用となる安定した就職ができるよう支援を実施する。

③ 求職者支援制度による再就職支援

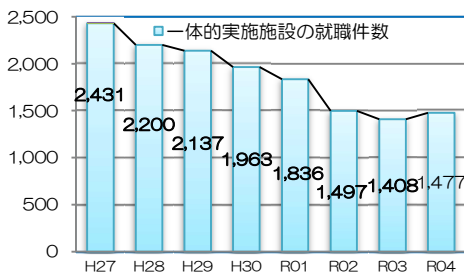
雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を支援するとともに、自らのスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進する。

6 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進（1/2）

地方公共団体（高知県等）との雇用対策協定やハローワークと基礎自治体との連携を通じ、それぞれの強みを発揮して、一体となった雇用対策を進めることで、地域住民サービスの更なる強化に取り組んでいる。

（1）地方公共団体との雇用対策協定や一体的実施事業の展開

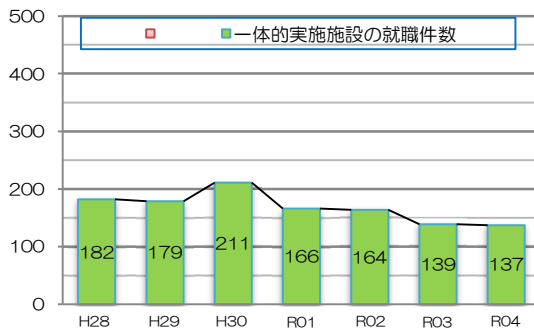
基礎自治体の庁舎等に常設窓口を設置し、完全予約制・担当者制で国の職員が対応、生活保護受給者等、若年者等に対して、基礎自治体の雇用支援事業や福祉から就労までの一体的支援等を展開する。



【一般求職者対応型（高知県）】

- ・ジョブセンターほんまち
開庁延長（月・木）10：00～19：00
土曜開庁（第2・4）10：00～17：00
- ・若者相談コーナー（ジョブカフェ併設）
平日 10：00～18：00

【生活保護受給者等対応型（高知市）】



令和4年度 ハローワーク評価	目標	実績値	前年度比
生保事業の支援を受けて 就職した者の就職率	63.5%以上	67.8%	5.7P

（2）地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

ハローワーク（6所）と自治体（市町村）

地域のニーズ・特性に応じ、国の労働政策の活用や地域の雇用就業施策との連携を図る。

就職面接会等の共同開催

（地域の業界団体等とも連携）

- 就職面接会（若年者、高齢者、障害者）
- 福祉・保育のツアー型面接会
- 求職者向けセミナー
- 基礎自治体窓口への出張相談
- 基礎自治体からの事業所情報に基づく、求人開拓の実施
- 障害者の職業生活を含めた就職支援（チーム支援）



求人情報オンライン提供

自治体の求めに応じ、ハローワークの求人情報を提供する。

- 〔高知県・高知市・南国市・土佐市・香南市・香美市〕
〔津野町・四万十町・県立技術学校（高知・中村）〕

生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者を含む生活困窮者等の就労支援の充実・強化を図るため、基礎自治体と連携を図りながら、担当制による個別支援や定期的な巡回相談などを実施する。

高知県内の雇用対策協定の締結状況

『高知県雇用対策協定運営協議会』

- ・高知労働局＝高知県（H26.7）

『高知市雇用対策協定運営協議会』

- ・高知労働局＝高知市（R3.11）

『四万十市雇用対策協定運営協議会』

- ・高知労働局＝四万十市（R4.10）

6 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進（2/2）

（3）地域の雇用開発促進

地域雇用開発助成金は、下記の地域等において、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者等を雇入れた事業主に対して支援を行っている。

①令和4年9月1日付けで地域雇用開発促進法第5条第5項の規定に基く「高知県中部地域雇用開発計画」の同意(同意雇用開発促進地域)

同意雇用開発促進地域(1)

・指定期間

令和4年9月1日～令和7年8月31日(3年間)

・指定地域

ハローワークいの（土佐市、いの町、日高村）

ハローワーク須崎（須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、津野町、四万十町）

同意雇用開発促進地域(2)

・指定期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)

・指定地域

香美出張所（香南市、香美市）

②雇用保険法施行規則第112条第2項 第1号イ(2)に基づく指定(過疎等雇用改善地域)

・指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

・指定地域

宿毛市（沖の島 鷺来島の区域）、吾川郡いの町

③地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例

④地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)寄附事業主に対する特例

地域雇用開発助成金計画届受理・支給決定状況

令和5年3月末現在

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画届受理件数	2	2	9	2
計画完了後初回支給決定件数	0	0	3	5
対象労働者数	0	0	27	17

7 労働力需給調整の状況

1 労働者派遣事業

管内の派遣事業所は104所であり、うち2所は特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業である。特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減に直面しており、人材確保に特に支援が必要な地域として知事が判断すると、市町村や国の財政支援が受けられることから、10地域ほどが設立認可を検討している。認定されると、労働者派遣事業の届出も必要となることから、今後、派遣事業所数の増加が見込まれる。

2 職業紹介事業

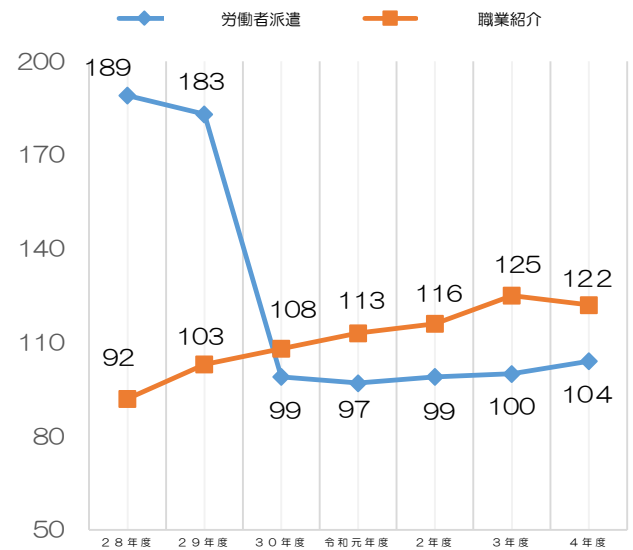
管内の有料職業紹介事業所は49所、無料職業紹介事業所は18所、特別の法人無料職業紹介事業所23所、特定地方公共団体無料職業紹介事業所32所であり、労働者派遣事業と兼業している事業所が27所ある。

3 募集情報等提供事業

職業安定法の改正により令和4年10月1日から、募集情報等提供事業者のうち労働者になろうとする者に関する情報を収集して募集情報等提供を行う事業者については、特定募集情報等提供事業の届出をする必要がある。管内で届出のあった事業所は、5所である。

民間人材ビジネスの動向および指導監督の実施状況

事業所数の推移（高知局管内）



（注）平成27年改正労働者派遣法により、全ての労働者派遣事業が平成30年9月30日から許可制に一本化された。（経過措置により、改正前から届出により特定労働者派遣事業を営む者は、平成30年9月29日まで引き続き当該事業を行うことが可能であった。）

個別指導監督（令和4年度実績）

	実施事業所数		是正指導率
	実績	前年度比	
労働者派遣事業	75	100.0%	58.7%
職業紹介事業	40	108.1%	75.0%

労働保険適用徴収業務の取り組み

1 電子申請の利用促進

様々な機会を通じ、電子申請の周知・指導の推進

電子申請体験コーナーを設置し、積極的に活用する。また、労働保険手続きの一部については、法人共通認証基盤(GビズID)を使用することで、電子証明書を添付せずに電子申請が可能であるため積極的に利用勧奨する。

主要手続きにおける電子申請件数（R5年3月末）

	手続件数	うち電子申請件数	電子申請利用率
2年度	16,282件	1,104件	6.8%
3年度	16,196件	1,647件	10.2%
4年度	15,828件	1,898件	12.0%
4年度末	目標：前年度件数以上		

2 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

令和2年度から「新高知労働局労働保険適用促進5か年計画」に基づき推進

①未手続事業の把握、加入促進

厚生労働本省、労働局・監督署・安定所、関係行政機関等と連携した未手続事業一掃対策を実施する。また、度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主には、職権成立の措置を講じる。

②労働保険制度の周知広報

未手続事業の解消に当たり、広く労働保険制度を周知し、自主成立を促す。

未手続事業一掃対策の推進状況（R5年3月末）

	成立目標件数 (年間)	成立件数	進捗率
2年度	312件	415件	133.01%
3年度	312件	341件	109.29%
4年度	312件	379件	121.47%
4年度末	成立目標件数：312件以上		

3 労働保険料等の適正徴収

適正な申告納付の周知及び実行ある滞納整理の実施

令和4年度及び令和5年度の雇用保険率の変更について積極的な周知広報を行うとともに、労働保険年度更新の円滑な運営や口座振替納付の利用勧奨、滞納事業場に対する納付督促・滞納処分、効果的な労働保険料算定基礎調査の実施等により、適正徴収に努める。

未納保険料について、効率的かつ効果的な滞納整理を実施する。

労働保険事務組合への委託状況（令和3年度末）

適用事業場数 20,845事業場 事務組合数 94組合	
個別事業場 12,729(61.06%)	委託事業場 8,116(38.94%)

労働保険料徴収決定及び収納状況（R5年2月末）

	徴収決定額	収納済み額	収納率	全国平均
3年度	100億12百万円	99億12百万円	99.00%	98.97%
3年度2月末	99億57百万円	97億91百万円	98.33%	98.29%
4年度2月末	114億42百万円	112億60百万円	98.41%	98.47%
4年度末	目標：収納率全国平均以上			

高知労働局認定・表彰制度等一覧

		目的	要件
くるみん認定	仕事と子育ての両立支援 	行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たしたことを認定 ※「くるみん」の認定基準には達していないが、男性の育児休業等取得率が7%以上ある等の優良企業は「トライくるみん」として認定 また、「不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業」は「くるみんプラス」として認定します。 認定マークを使用し「子育て支援企業」であることをPRできます	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画で定めた目標達成 男女の育児休業等の取得状況（男性の取得率10%以上など） 労働環境改善等の実践 等
トライくるみん認定		「くるみん認定企業」のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画で定めた目標達成 男女の育児休業等の取得状況（男性の取得率7%以上など） 労働環境改善等の実践 等
プラチナくるみん認定		「くるみん認定」の基準がより高い企業	
		「くるみん」「トライくるみん」「プラチナくるみん」認定に追加して、不妊治療と仕事とを両立しやすい職場環境整備に取り組む企業に対しての「プラス」認定制度があります。	
えるぼし認定	女性の活躍促進 	行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍促進に関する取組の実施状況等が優良な事業主を認定 認定マークを使用し「女性の活躍を推進している企業」であることをPRできます	<ul style="list-style-type: none"> 男女の採用状況 女性労働者の勤続年数 法定外労働時間の状況 女性の管理職比率 女性のキャリアコースの状況等
プラチナえるぼし認定		「えるぼし認定」を受けた事業主のうち、女性の活躍促進に関する取組の実施の状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定	「えるぼし認定」の基準がより高い企業
ユースエール認定	若者の活躍促進 	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定 認定マークを使用し「若者の採用・育成に積極的な優良企業」であることをPRできます	<ul style="list-style-type: none"> 若者の募集状況 人材育成の状況 新卒者の離職状況 法定外労働時間の状況 有給休暇の取得状況 等
障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）		障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどが、優良な中小企業を認定 認定マークを使用し障害者雇用優良事業主であることをPRできます	<ul style="list-style-type: none"> 仕事づくり、環境づくり等の取り組みが優良 雇用率制度の対象障害者を法定雇用者数以上雇用 雇用率制度の対象障害者を1名以上雇用（就労支援A型の利用者を除く）
ベストプラクティス企業	働き方改革の推進 	過重労働解消キャンペーンの一環として、報道機関に公開の上で、都道府県労働局長が、地域の中で、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業を訪問し、その企業の長時間労働の削減に向けた取組事例について報道機関を通じて広く紹介することにより地域における過重労働解消に向けた機運の醸成を図る。 取組み内容等について広報するため企業イメージのアップにつながります	働き方改革への積極的な取組を行い成果をあげている企業
治療と仕事の両立支援宣言	労働者が生きがい、働きがいを持って活躍できる社会の実現 	治療と仕事の両立支援に取り組む宣言を基本方針で表明し、経営者が宣言する事で従業員への周知や企業イメージの向上を図る	両立支援に取り組む宣言を基本方針で表明
無災害記録表彰 建設事業無災害表彰	労働災害の撲滅 	事業場における自主的安全管理活動を促進し、労働災害の防止に資するため、無災害の記録を樹立した事業場に対し、無災害記録証又は建設事業無災害表彰を行う。	規定の時間に労働災害が発生していないこと。 建設事業の場合は、一定規模以上の工事において、全工期、無災害であったこと。
安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する高知労働局長表彰		安全衛生成績が極めて高い水準に達し他の模範と認められる優良事業場又は企業、長年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした功労者等に対し厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰を行い、その努力を讃えるとともに、これを国民に周知することにより、安全衛生意識の高揚等を図り、もって労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成の促進に資する。	「厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰基準」中の2を満たす事業場又は企業等の中から、都道府県労働局長が選考した上で決定する。

相談窓口一覧

相談したい事項	相談窓口
【総合労働相談】 ・労働条件、募集、採用、いじめ、嫌がらせ等の職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からの相談	総合労働相談コーナー (高知労働局雇用環境・均等室、労働基準監督署内)
【労働条件に関すること】 ・解雇、賃金不払に関する相談 ・労働時間、休日に関する相談 ・休暇等労働条件に関する相談 ・賃金制度に関する相談	高知労働局労働基準部 監督課 労働基準監督署
【最低賃金に関すること】 ・最低賃金に関する相談 ・賃金統計に関する相談	高知労働局労働基準部 賃金室 労働基準監督署
【健康安全に関すること】 ・職場の安全衛生に関する相談 ・労働者の健康管理に関する相談 ・安全衛生の免許等に関する相談	高知労働局労働基準部 健康安全課 労働基準監督署
【労災保険に関すること】 ・仕事や通勤途上のケガ（職業性疾病を含む）をしたときの労災請求方法や給付に関する相談 ・労災年金受給者の年金、介護に関する相談	高知労働局労働基準部 労災補償課 労働基準監督署
【求人・求職に関すること】 ・従業員の募集に関する相談 ・仕事探しに関する相談 ・新卒者の募集、就職に関する相談	ハローワーク（公共職業安定所）
・労働者派遣に関する相談	高知労働局職業安定部 職業安定課
・高齢者、障害者、外国人等の雇用管理に関する相談 ・各種助成金制度（雇用管理に係る助成金）に関する相談	高知労働局職業安定部 職業対策課 ハローワーク（公共職業安定所）
・人材開発に関する相談 ・求職者支援制度、職業訓練に関する相談	高知労働局職業安定部 訓練課 ハローワーク（公共職業安定所）
【男女均等、両立支援等に関すること】 ・職場における男女の均等な処遇に関する相談 ・職場におけるハラスメントに関する相談 ・母性健康管理に関する相談 ・育児、介護休業等に関する相談 ・パートタイム・有期雇用労働に関する相談 ・各種助成金制度（両立支援等に係る助成金）に関する相談	高知労働局雇用環境・均等室
【労働保険に関すること】 ・労働保険の加入に関する相談 ・労働保険の申告、納付等に関する相談	高知労働局総務部 労働保険徴収室 労働基準監督署
・雇用保険の加入手続きについて ・失業給付、育児給付、介護給付について ・高齢者継続雇用給付について ・教育訓練給付について	ハローワーク（公共職業安定所）

高知労働局の組織

高知労働局

〒781-9548 高知市南金田1番39号

総務部

総務課 ☎ 088(885)6021 FAX 088-885-6037
労働保険徴収室 ☎ 088(885)6026 FAX 088-885-6038

雇用環境・均等室

☎ 088(885)6041 FAX 088-885-6042

労働基準部

監督課 ☎ 088(885)6022 FAX 088-885-6038
健康安全課 ☎ 088(885)6023 FAX 088-885-6038
賃金室 ☎ 088(885)6024 FAX 088-885-6038
労災補償課 ☎ 088(885)6025 FAX 088-885-6038
労災補償課分室 ☎ 088(880)1181 FAX 088-880-1182

職業安定部

職業安定課 ☎ 088(885)6051 FAX 088-885-6064
職業対策課 ☎ 088(885)6052 FAX 088-885-6064
訓練課 ☎ 088(888)6600 FAX 088-885-6064

「総合労働相談コーナー」

高知労働局総合労働相談コーナー（高知労働局雇用環境・均等室内） ☎ 088(885)6027
高知総合労働相談コーナー（高知労働基準監督署内） ☎ 088(885)6010
須崎総合労働相談コーナー（須崎労働基準監督署内） ☎ 0889(42)1866
四万十総合労働相談コーナー（四万十労働基準監督署内） ☎ 0880(35)3148
安芸総合労働相談コーナー（安芸労働基準監督署内） ☎ 0887(35)2128

労働基準監督署

高知 ☎ 088(885)6031 FAX 088-885-6036
須崎 ☎ 0889(42)1866 FAX 0889-42-1868
四万十 ☎ 0880(35)3148 FAX 0880-35-5520
安芸 ☎ 0887(35)2128 FAX 0887-35-4019

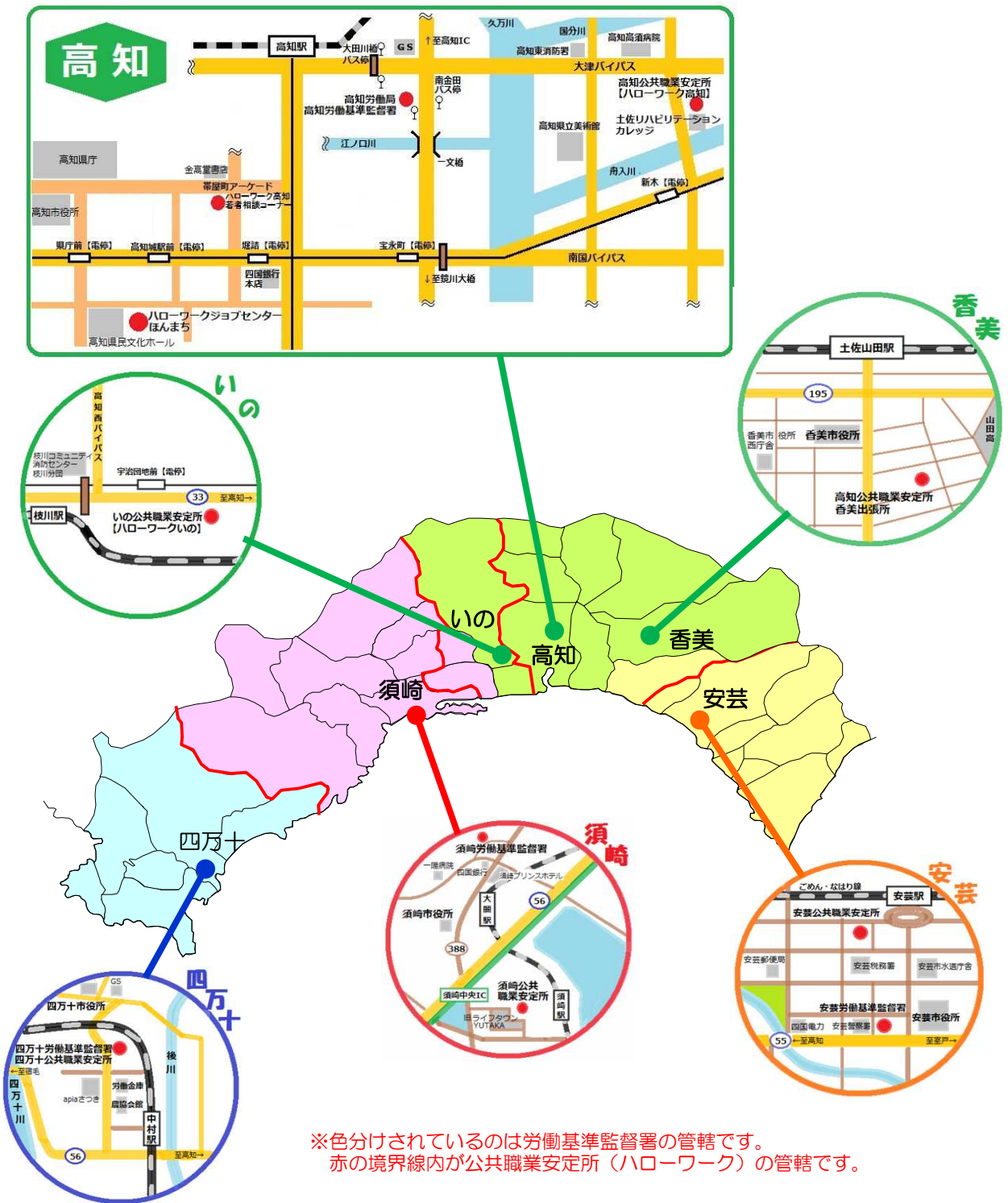
公共職業安定所（ハローワーク）

高知 ☎ 088(878)5320 FAX 088-878-5341
香美 ☎ 0887(53)4171 FAX 0887-53-2291
須崎 ☎ 0889(42)2566 FAX 0889-42-2569
四万十 ☎ 0880(34)1155 FAX 0880-34-4996
安芸 ☎ 0887(34)2111 FAX 0887-35-3474
いの ☎ 088(893)1225 FAX 088-893-1226

高知公共職業安定所（ハローワーク高知）の附属施設

ハローワークジョブセンターほんまち
職業紹介コーナー ☎ 088(826)8870
わかもの支援コーナー ☎ 088(826)8870
就職支援コーナー（委託事業） ☎ 088(873)5051
高知県福祉人材センター相談コーナー（高知県）※予定
高知家女性しごと応援室相談コーナー（高知県）※予定
高知新卒応援ハローワーク（ハローワーク高知 学卒コーナー） ☎ 088(878)5342
若者相談コーナー（ジョブカフェこうち3階） ☎ 088(802)2076

高知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所[ハローワーク]の案内図



※色分けされているのは労働基準監督署の管轄です。
赤の境界線内が公共職業安定所（ハローワーク）の管轄です。